［２］　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし１）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

１）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ア）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i)　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii)　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii)　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

(iv)　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ）組合の理事

オ）その他業務を執行する者であって、ア）からエ）までに掲げる者に準ずる者

２）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

３）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

［３］　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記［１］又は［２］と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

３　技術提案書の提出者を選定するための基準

(1)　参加表明者の経験及び能力

(2)　配置予定技術者の経験及び能力

(3)　当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

４　技術提案書を特定するための評価基準

(1)　配置予定技術者の経験及び能力

(2)　業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

(3)　評価テーマに関する技術提案

５　手続等

(1)　担当部局　〒730―0013 広島県広島市中区八丁堀３―20　中国地方整備局太田川河川事務所経理課　電話082―222―9240

メール　ootagawa-gyomu@cgr.mlit.go.jp

(2)　説明書の交付期間、場所及び方法　説明書は、電子入札システムから入手するものとする。なお、電子入札システムを利用できない場合は、以下の交付場所でも交付する。ただし、説明書の郵送又はメール等による入手申し込みは認めない。

交付期間：令和６年２月９日から令和６年４月５日までのうち、休日を除く毎日の９時30分から16時00分までとする。

入手方法：電子入札システムで入手可能。（国土交通省電子入札システムアドレス：https://www.e-bisc.go.jp/help.html）

交付場所：広島県広島市中区八丁堀３―20　中国地方整備局太田川河川事務所経理課　電話082―222―9240

(3)　参加表明書の提出期限並びに提出方法及び場所

提出期限：令和６年２月20日16時00分まで。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り、持参あるいは郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）又はメールによる。

提出場所：発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）する場合は、上記(1)に同じ。メールの場合は、電子入札手続に関する補足説明事項［コンサルタント業務］のとおり。

(4)　技術提案書の提出期限並びに提出方法及び場所

提出期限：令和６年４月８日16時00分まで。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り、持参あるいは郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）又はメールによる。

提出場所：発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）する場合は、上記(1)に同じ。メールの場合は、電子入札手続に関する補足説明事項［コンサルタント業務］のとおり。

(5)　ヒアリング

１）以下のとおりヒアリングを行う予定である。

実施方法：Web会議システム（MicroSoft Teams）を使用することとし、接続等の詳細は別途通知する。

実施期間：令和６年４月11日～令和６年４月12日

開始時間：別途通知する。

説明者：配置予定管理技術者管理補助技術者を配置する場合は、ヒアリング時に説明・回答を補助することができる。設計共同体の構成員となっている他社の担当技術者を説明者として追加することができる。

２）ヒアリングでは技術資料に記載された以下の事項について質疑応答を行う。

①　配置予定管理技術者（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）の経歴について

②　配置予定管理技術者（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）の業務実績について

③　取り組み姿勢（業務の着眼点、実施方針）について

④　評価テーマに対する技術提案について

⑤　参考見積について

６　その他

(1)　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　契約保証金　免除

(3)　契約書作成の要否　要

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項とする。

(4)　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結するための予定の有無　無

(5)　関連情報を入手するための照会窓口　５(1)に同じ。

(6)　２(1)①に掲げる中国地方整備局における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていない単体企業又は２(1)②に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない設計共同体（一般競争参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合も含む。）も、参加表明書を提出することができるが、その単体企業又は設計共同体が競争参加資格のある者として通知された場合であっても、技術提案書の提出の時において、令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格又は設計共同体としての資格を認定されていなければならない。

なお、中国地方整備局における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格もしくは設計共同体としての資格を技術提案書の提出の時まで認定されていない場合は特定しない。

(7)　技術提案書に関するヒアリングを行う。

(8)　本案件は提出資料、見積を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は説明書による。

(9)　本業務に係る特定及び契約締結は、当該業務に係る令和６年度予算が成立し、予算示達がなされていることを条件とする。

(10)　詳細は説明書による。